

騒音・振動に関する規制基準

1. 特定工場等における騒音の規制基準

区域の区分	区域の範囲	許容限度(デシベル)		
		昼間	朝・夕	夜間
第1種区域	第1種低層住居専用地域及び第2種低層住居専用地域	50 (50)	45 (45)	45 (45)
第2種区域	第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域及び準住居地域並びに用途地域の定めのない地域(第3種区域に該当する区域を除く。)	55 (55)	50 (50)	45 (45)
第3種区域	近隣商業地域、商業地域及び準工業地域並びに佐伯区湯来町のうち大字下(字宇佐・字津伏及び字久日市の地域に限る。)、大字伏谷(字今山(137番地の1から137番地の55まで・145番地・146番地及び149番地の地域に限る。))及び字岡野原(778番地の1から778番地の14までの地域に限る。)の地域	60 (65)	60 (65)	50 (55)
第4種区域	工業地域及び工業専用地域	70 (70)	70 (70)	60 (65)
備考	この表に掲げる地域(用途地域の定めのある地域及び用途地域の定めのない地域として表示された地域を除く。)は、平成17年4月25日における町、字又は地番の区域によって表示されたものとする。			

(備考)

1 時間の区分は、次のとおりです。

- (1) 昼間 午前8時から午後6時まで
- (2) 朝 午前6時から午前8時まで
- (3) 夕 午後6時から午後10時まで
- (4) 夜間 午後10時から翌日の午前6時まで

2 騒音規制法、広島県生活環境の保全等に関する条例における規制基準とは、特定工場等の敷地境界線上における騒音の大きさをいいます。

3 ()内は、広島県生活環境の保全等に関する条例の規制基準を表します。

4 上記の基準は、著しい騒音を発生する施設のうち、法律で定める施設を設置する工場・事業場に適用されます。

2. 特定工場等における振動の規制基準

区域の区分	区域の範囲	許容限度(デシベル)	
		昼間	夜間
第1種区域	第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域及び準住居地域並びに用途地域の定めのない地域(第2種区域に該当する区域を除く。)	60	55
第2種区域	近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域並びに佐伯区湯来町のうち大字下(字宇佐・字津伏及び字久日市の地域に限る。)、大字伏谷(字今山(137番地の1から137番地の55まで・145番地・146番地及び149番地の地域に限る。))及び字岡野原(778番地の1から778番地の14までの地域に限る。)の地域	65	60
備考	この表に掲げる地域(用途地域の定めのある地域及び用途地域の定めのない地域として表示された地域を除く。)は、平成17年4月25日における町、字又は地番の区域によって表示されたものとする。		

(備考)

1 時間の区分は、次のとおりです。

- (1) 昼間 午前7時から午後7時まで
- (2) 夜間 午後7時から翌日の午前7時まで

2 振動規制法における規制基準とは、特定工場等の敷地境界線上における振動の大きさをいいます。

3 上記の基準は、著しい振動を発生する施設のうち、法律で定める施設を設置する工場・事業場に適用されます。